

名古屋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(目的等)

第 1 条 この要綱は、ブロック塀等の撤去を行う所有者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地震によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条による道路のほか、一般の用に供している不特定の者が通行する道をいう。

(2) ブロック塀等

コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀その他これらに類する塀及び門柱等をいう。

(3) 申請者

この要綱の定めるところにより補助金の交付を受け、ブロック塀等の撤去を実施しようとする者をいう。

(4) 木造住宅密集地域

名古屋市木造住宅密集地域改善助成金等交付要綱に定める対象地区をいう。

(5) 代理受領

申請者とブロック塀等の撤去に関する契約を締結した者が、申請者の委任を受け、補助金の交付の請求及び受領を行うことをいう。代理受領の取扱いについては、名古屋市耐震対策事業に係る補助金代理受領制度

取扱要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号すべてを満たす者とする。

- (1) 次項に規定する補助対象ブロック塀等を所有する者（ただし、国、地方公共団体その他公の機関を除く。）
- (2) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）と密接な関係を有しない者
- (3) 法人の場合は、その業務を執行する役員に暴力団員又は暴力団等と密接な関係を有する者がいないこと。

2 補助金の交付を受けることができるブロック塀等は、次の各号すべてを満たすものとする。ただし、木造住宅密集地域のブロック塀等については、対象から除くものとする。

- (1) 市内にある、道路に面する高さ1m以上のものであること。
- (2) ブロック塀等の撤去に係る他の制度による補助等の交付を受けたものでないこと。
- (3) 同一の利用に供されている土地（以下「敷地」という。）において、過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けていないものであること。

(補助金の対象経費及び補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次の表のとおりとする。

補助金の対象経費	交付額（一敷地当たり。千円未満の端数は切り捨てるものとする。）
ブロック塀等の撤去に要する費用	次のいずれか少ない額 ア ブロック塀等の撤去に要する費用の1/2 イ 撤去するブロック塀等の長さ（10cm未満切捨て）に1m当たり6千円を乗じて得た額 ウ 10万円

2 補助金の対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する額を、仕入れに係る消費税額として

税務署に納める消費税から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

(事前相談)

第 5 条 申請者は、次条に定める補助金交付の申請の前に、市長に事前相談を行うこととする。

(補助金交付の申請及び決定)

第 6 条 申請者は、ブロック塀等撤去に関する請負契約の締結前かつブロック塀等の撤去に着手する前に、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、交付決定を受けなければならない。

- (1) 撤去場所の案内図
 - (2) 撤去工事の内容を表した図書(配置図、立面図等)
 - (3) 撤去工事費の見積書の写し
 - (4) 撤去するブロック塀等の写真(全景、前面道路、危険箇所等)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、補助対象建築物が次に掲げる地区内等にある場合には、当該事業主管課と撤去工事の実施内容について協議するものとする。
- (1) 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)地区
 - (2) 土地区画整理事業施行地区
 - (3) 都市計画施設内
 - (4) 町並み保存地区
 - (5) その他協議を必要とする事業等
- 3 市長は、第 1 項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は前項の審査の際、必要と認めるときは、現地調査をすることができる。
- 5 市長は、第 3 項に規定する交付決定を通知する場合において、必要と認め

るときは条件を付することができる。

(交付申請の内容の変更等)

第 7 条 申請者は、補助金の交付の申請の内容を変更しようとするとき（軽微な変更で、補助金の額に変更を生じないものを除く。）は、あらかじめブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書（様式第 3 号）に当該変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更内容を適当と認めたときは、ブロック塀等撤去費補助金交付変更決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第 8 条 申請者は、事情により交付申請を取り下げるときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日までに、ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届（様式第 5 号）を、市長に提出しなければならない。

(完了実績報告等)

第 9 条 申請者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、ブロック塀等撤去完了実績報告書（様式第 6 号。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、撤去が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長がブロック塀等に倒壊等の危険があると判断し、かつ、緊急に撤去をする場合は、補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 領収書又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、次条第 1 項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。

(2) 工事完了後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、報告の内容を審査のうえ、
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等撤去
費補助金確定通知書（様式第 7 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求及び交付）

第 10 条 申請者は、前条第 2 項による通知を受けたときは、補助金交付請求
書（様式第 8 号）により市長に補助金の交付を請求することができる。

- 2 市長は、前項の請求に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（地位の承継）

第 11 条 申請者が死亡又は申請者の地位の合併等による消滅その他やむを
得ない事情がある場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容
でブロック塀等撤去を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市
長に届け出をして地位を承継することができる。

- 2 前項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、ブロック塀等
撤去費補助金地位承継届（様式第 9 号）に地位を承継する者であること
を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 3 申請者は、第 1 項並びに代理受領制度を利用する場合を除き、補助金の
交付を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 12 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の
交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若
しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に
違反したとき。
- (3) 第 9 条第 1 項に定める期日までに完了報告書が提出されなかったとき。
- (4) 第 3 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に該当しないこととなったとき又
は第 6 条第 1 項の申請をしたときに第 3 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号

に該当していなかったことが判明したとき。

(5) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(書類の保管等)

第 13 条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 申請者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙（様式第1号に限る。）は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙（様式第1号に限る。）は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

様式

要 綱	名 称	様 式
第 6 条	ブロック塀等撤去費補助金交付申請書	第 1 号
第 6 条	ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書	第 2 号
第 7 条	ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書	第 3 号
第 7 条	ブロック塀等撤去費補助金交付変更決定通知書	第 4 号
第 8 条	ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届	第 5 号
第 9 条	ブロック塀等撤去完了実績報告書	第 6 号
第 9 条	ブロック塀等撤去費補助金確定通知書	第 7 号
第 10 条	補助金交付請求書	第 8 号
第 11 条	ブロック塀等撤去費補助金地位承継届	第 9 号

(宛先) 名古屋市長

郵便番号
申請者 住 所
(所有者) フリガナ ()
氏 名
電話番号
生年月日
(法人その他の団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名及び生年月日)

ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

名古屋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 撤去する塀の概要

(1)所在地 名古屋市 区
(2)塀の種類 造
(3)撤去長さ m (10cm 未満切捨て)

2 工事の概要

(1)工事施工者 会社名 (個人事業主の場合は屋号)
代表者
役職・氏名 (個人事業主の場合は氏名)
郵便番号 電話番号
所在地 (個人事業主の場合は住所)
(2)工期予定 年 月 日 ~ 年 月 日

3 補助対象経費 円

4 補助申請額 円

注 1) 補助対象経費は、ブロック塀等撤去に要する経費で、見積額から補助対象外の費用を減じた額 (補助対象外がない場合は見積額) です。補助対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税 (地方消費税を含む。以下同じ。) に相当する額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とします。
注 2) 名古屋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定に該当しないときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。上記事由を確認する必要がある場合には、本申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

様

名古屋市長

ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、名古屋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 所在地 名古屋市 区
- 2 交付決定額 円
- 3 交付条件

（宛先）名古屋市長

住所

申請者
（所有者） 氏名

（法人その他の団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名）

ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 ー 号 により交付決定通知のありましたブロック塀等撤去費補助金交付申請の内容について、計画を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

様

名古屋市長

ブロック塀等撤去費補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け 第 ー 号 により交付決定を通知した名古屋市ブロック塀等撤去費補助金の補助金額について、下記のように変更を決定したので通知します。

記

- 1 所在地 名古屋市 区
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 交付条件

（宛先）名古屋市長

住所

申請者
（所有者） 氏名

（法人その他の団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名）

ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届

年 月 日付け 第 ー 号 により交付決定通知のありました
ブロック塀等撤去費補助金交付申請について、下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

取下げの理由

（宛先）名古屋市長

住所

申請者
（所有者） 氏名

（法人その他の団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名）

ブロック塀等撤去完了実績報告書

年 月 日付け 第 ー 号により交付決定通知のありましたブロック塀等撤去が下記のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

着手年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

第 号の
年 月 日

様

名古屋市長

ブロック塀等撤去費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 ー 号 により交付決定をしたブロック
塀等撤去費補助金については、提出された完了実績報告書を審査の結果、下記のように交付額を確
定しましたので、通知します。

記

1 所在地 名古屋市 区

2 補助金確定額 円

(宛先) 名古屋市長

住所
 申請者
 氏名
 (法人その他の団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名)

補助金交付請求書

名古屋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 支払請求額

金額	金				0	0	0
		十	万	千	百	十	円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行 本店(出張所) 金庫 支店 農協 支所
	預金の種類	普通・当座 (該当を○で囲む。)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

(宛先) 名古屋市長

郵便番号
住所
申請者
氏名
(法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号

ブロック塀等撤去費補助金地位承継届

年 月 日付け 住耐第 ー 号により交付決定通知のありましたブロック塀等撤去費補助金交付の地位を、名古屋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承継するので届出ます。

撤去する塀の 所 在 地	名古屋市 区	
申 請 者	変 更 前	〒 住所 氏名 (法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 電話番号
	変 更 後	〒 住所 フリガナ () 氏 名 生年月日 (法人その他の団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名及び生年月日) 電話番号
承 継 の 理 由		
承 継 の 年 月 日	年 月 日	

※添付書類

地位を承継する者であることを証する書類